○海上保安庁告示第百九十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年九月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　御箱埼灯台
位置
所在地　岩手県釜石市（御箱埼）
北緯　三九―二一―〇〇
東経　一四一―五九―四二
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで七一メートル
変更年月日　平成二十三年八月三日

名称　綾里港東防波堤灯台
位置
所在地　岩手県大船渡市（綾里港東防波堤外端）
北緯　三九―〇一―五五
東経　一四一―四七―三二
変更した事項
名称　綾里港仮設灯浮標
位置
所在地　岩手県大船渡市（コオリ埼灯台の東北東方約三・二キロメートル）
北緯　三九―〇一―五二
東経　一四一―四七―二九
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形
光度　実効光度四五カンデラ
光達距離　四・〇海里
明弧　削除
高さ　削除
変更年月日　平成二十三年八月三日
記事　一時変更

名称　国東港田深沖防波堤東灯台
位置
所在地　大分県国東港（田深沖防波堤東端）
北緯　三三―三四―二〇
東経　一三二―四四―二二
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十三年八月三日

○海上保安庁告示第百九十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年九月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　能代港外港南防波堤灯台
位置
所在地　秋田県能代港（外港南防波堤外端）
北緯　四〇―一二―〇九
東経　一三九―五八―四二
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十三年八月四日

名称　陸中崎浜港東防波堤灯台
位置
所在地　岩手県大船渡市（崎浜港東防波堤外端）
北緯　三九―〇六―〇九
東経　一四一―五一―三一
変更した事項
名称　陸中崎浜港仮設灯浮標
位置
所在地　岩手県大船渡市（首埼灯台の西方約五・二キロメートル）
北緯　三九―〇六―〇七
東経　一四一―五一―二八
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
明弧　削除
高さ　削除
変更年月日　平成二十三年八月四日
記事　一時変更

名称　越喜来港東防波堤灯台
位置
所在地　岩手県大船渡市（越喜来港東防波堤外端）
北緯　三九―〇六―四六
東経　一四一―四九―〇三
変更した事項
名称　越喜来港仮設灯浮標
位置
所在地　岩手県大船渡市（首埼灯台の西方約八・七キロメートル）
北緯　三九―〇六―四二
東経　一四一―四九―〇三
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形
光度　実効光度一三〇カンデラ
光達距離　五・五海里
明弧　削除
高さ　削除
変更年月日　平成二十三年八月四日
記事　一時変更

名称　赤穂灯標
位置
所在地　兵庫県赤穂港（御前岩）
北緯　三四―四三―二二
東経　一三四―二四―二五
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで六・四メートル　平均水面上から灯火まで八・五メートル
変更年月日　平成二十三年八月四日

名称　姫島東浦港四号金防波堤灯台
位置
所在地　大分県東国東郡姫島村（姫島東浦港四号金防波堤外端）
北緯　三三―四四―一五
東経　一三一―四一―〇〇
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・八メートル　平均水面上から灯火まで九・〇メートル
変更年月日　平成二十三年八月四日

○北海道開発局告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月七日から一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月七日

北海道開発局長　高松　泰

一　道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道二百二十八号	松前郡福島町日向から松前郡福島町館崎まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
一般国道二百七十七号	二海郡八雲町鉛川から二海郡八雲町鉛川まで	〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ＫＤＤＩ株式会社　建設本部長　西山　治男

住所　東京都千代田区飯田橋三丁目十一番十一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十三年七月二十一日から本協定の存続する日まで